

貸付け

令和6年度第2回名古屋市有地貸付け

(一般競争入札(郵送方式))

入札案内書

(入札参加申込書付き)

参加申込期間 : 令和 6年11月29日(金) から

令和 6年12月25日(水) まで

入札書提出期限 : 令和 7年 2月 5日(水) まで

開 札 日 : 令和 7年 2月 7日(金)

申込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

名 古 屋 市

目 次

◇あらし	P 1
◇入札説明書	P 2
第 1 入札に参加される前に	P 2
第 2 参加者の資格	P 3
第 3 申込み	P 5
第 4 入札参加者への入札書等の送付	P 6
第 5 入札保証金	P 6
第 6 入札書等の提出	P 7
第 7 入札	P 8
第 8 入札金額	P 8
第 9 入札の辞退	P 8
第10 開札日時等	P 9
第11 くじ抽選方法	P 10
第12 契約の締結	P 12
第13 契約保証金	P 12
第14 貸付料の納付	P 12
第15 用途の指定・制限等	P 13
第16 先着順貸付け	P 14
◇貸付物件	P 15
位置案内図	P 16
貸付物件一覧表	P 17
物件説明書、付近見取図及び詳細図	P 18
◇公有財産一時使用契約書（ひな形）	P 27
◇入札参加申込書	P 33
◇誓約書	P 35
◇法人役員に関する調書	P 37
◇入札辞退届	P 39
◇各種記載例	P 41
◇入札参加申込チェックリスト	P 47
◇アンケート調査ご協力のお願い	P 49
◇市役所位置図・交通案内図	P 51

あ ら ま し

名古屋市では、一般競争入札により最低貸付価格（月額）以上で、最も高い金額で入札された方に市有地を一定期間お貸ししています。

入札は郵送方式で行います。この入札案内書をよくご確認くださいうえでお申込みください。

申 込 み ☎ 5℥-ジ 参照	令和 6年11月29日(金)から令和 6年12月25日(水)まで ※必着 書留又は簡易書留により郵送してください。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所財政局財産管理課 市有地貸付班あて
入札参加者への 入札書等の送付 ☎ 6℥-ジ 参照	令和 7年 1月中旬（開札日の 2週間前頃） 入札参加資格の確認後、「入札書」等を簡易書留にて郵送します。 ※令和 7年 1月22日（水）を過ぎても書類が届かなかった場合は、 名古屋市役所財政局財産管理課にご連絡ください。
入札書等の提出 ☎ 7℥-ジ 参照	入札書等がお手元に届いてから令和 7年 2月 5日(水)まで ※必着 書留又は簡易書留により郵送してください。
開 札 ☎ 9℥-ジ 参照	令和 7年 2月 7日(金) 午前10時00分 開札会場 市役所西庁舎12階 西12C会議室
契約締結期限 ☎ 12℥-ジ 参照	令和 7年 3月31日（月）まで 契約日までに契約保証金を納付していただきます。 なお、契約は落札者名義になります。
貸付料納付 ☎ 12℥-ジ 参照	名古屋市が定める期限までに貸付料を納付していただきます。

入 札 説 明 書

この入札に参加をご希望の方は、この入札説明書及び関係法令等をお読みいただき、また、必ず現地を確認し、入札する土地等の現状等をご承知のうえでお申込みください。

貸付物件の用途は原則として平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む。）、資材置場その他平面的かつ一時的な利用に限定し、現状有姿（あるがままのかたち）でお貸しします。なお、建物の設置については借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条（一時使用目的の借地権）の規定に基づき、同法の規定が適用されない場合を除き、認めないものとします。

第 1 入札に参加される前に

入札の申込みにあたっては、次の点にご注意ください。

- (1) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗入れ施設の設置、その他貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として賃借人負担となります。詳細については、関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (2) 貸付物件の土壤調査等を行っていません。
- (3) 貸付物件には、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿でお貸しします。
- (4) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、賃借人の費用をもって当該物件の上に存する建物又は工作物その他賃借人が当該物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して本市に返還しなければなりません。（ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません。）

なお、貸付契約の終了に伴う原状回復の状態を物件説明書に記載しています。また、直近の写真（現在の使用状況がわかる写真）や原状回復の状態の参考となる写真などを名古屋市公式ウェブサイト内の「市有地等の貸付け」ページ

（<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/60-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

で公開しています。

- (5) 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは物件説明書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
- (6) 現地見学会は行いません。また、物件説明書の記載事項は、調査時点のものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- (7) 名古屋市では、令和 6 年 9 月 2 日から電子契約（インターネット上にある電子化した契約書を事業者と名古屋市がお互いに承認することで、契約を締結する方式）を導入しましたが、現状においては、市有地貸付け入札は電子契約に対応していません。
- (8) 契約後においては、貸付開始日から 6 か月間は賃借人から解約を申し出ることはできません。

第 2 参加者の資格

1 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方
- (2) 破産者で復権を得ない方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる方
- (4) 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ アからカまでのいずれかにより一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除きます。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (6) 入札公告の日（令和 6 年 11 月 29 日）から落札決定までの間に指名停止の期間中の方
- (7) 入札公告の日（令和 6 年 11 月 29 日）から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市 長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財 管第 253 号）に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の売払い・貸付け契約についても、入札参加者が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。（詳しくは「第 3 申込み」（5ページ）をご覧ください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 申込み

申込期間	令和 6年11月29日（金）から令和 6年12月25日（水）まで（必着）
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所財政局財産管理課 市有地貸付班あて ※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (巻末記載例) 【ご不明な点等の問い合わせ先】 名古屋市役所財政局財産管理課 (TEL 052-972-2318)
必要書類	(1) 入札参加申込書（巻末に綴じ込んであります。） 連名申込の場合は、申込者欄に全ての申込者名を併記してください。 (2) 誓約書（巻末に綴じ込んであります。） (3) <個人の場合> ・住民票の写し 1通（コピーのことではありません。） (個人番号(マイナンバー)の記載の無いものをご使用ください。) <法人の場合> ・現在事項全部証明書 1通 ・法人役員に関する調書(巻末に綴じ込んであります。) 1通 ※住民票の写し、現在事項全部証明書は発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 ※(1)の書類については、申込物件 1件につき 1部ご提出ください。 (2)、(3)の書類については、申込物件の数にかかわらず、申込者 1者に対して 1部のみご提出ください。
注意事項	(1) 必要書類は、書留又は簡易書留により郵送してください。 電話での申込みはできません。 (2) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めに郵送してください。 (3) 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。 (4) 契約日までに役員の交代や社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

《アンケート調査ご協力のお願い》

今後の名古屋市有地貸付けの参考としますので、入札参加申込書等を郵送する際にアンケート調査（巻末に綴じ込んであります。）のご協力をお願いいたします。

第 4 入札参加者への入札書等の送付

入札参加資格の確認後、次の書類を送付します。（ 1月中旬（開札日の 2週間前頃））

- 1 入札書
- 2 入札書記入のご案内
- 3 入札参加書（市役所返送用）
- 4 開札立会参加書
- 5 入札保証金納付書
- 6 入札保証金還付請求書

令和 7年 1月22日（水）を過ぎても書類が届かなかった場合は、名古屋市役所財政局財産管理課（TEL 052-972-2318）にご連絡ください。

第 5 入札保証金

- 1 物件ごとに本市が指定する金額（貸付物件一覧表（17ページ）に掲載しています。）を入札保証金として、事前に金融機関にて納付していただきます。
- 2 落札者以外の方には開札後に入札保証金を還付します。（還付まで 2週間程度を要します。）
- 3 落札者には貸付契約締結後に入札保証金を還付します。（還付まで 2週間程度を要します。）なお、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 4 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金の一部に充てることができます。
- 5 還付する入札保証金には、利子を付けません。

第 6 入札書等の提出

入札期間	入札書等がお手元に届いてから令和 7年 2月 5日（水）まで（必着）期限までに到達しない入札書等は無効となりますので、早めに郵送してください。 ※入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所財政局財産管理課 市有地貸付班あて ※書留又は簡易書留により郵送してください。
必要書類	(1) 入札書 (2) 入札参加書（市役所返送用） (3) 入札保証金領収書（又は払込領収証）の写し (4) 入札保証金還付請求書 ※代理人が入札する場合は、委任状も併せて提出してください。
注意事項	(1) 入札書の提出は、二重封筒（中封筒、外封筒）を用いてください。 ① 中封筒には物件ごとに入札書を入れて封印し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び物件番号を記載してください。 ② 外封筒には、入札件名（名古屋市有地貸付け）を記載するとともに、入札書在中の旨を朱書きしてください。 裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。 ③ 複数物件の入札に参加する場合、中封筒は物件ごとに作成いただく必要がありますが、郵送用の外封筒は 1通とし、中封筒のほか、入札参加書、入札保証金領収書（又は払込領収証）の写し、入札保証金還付請求書すべてを同封してください。 (2) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。

第 7 入札

- 1 入札には所定の入札書を使用します。
- 2 入札書には、黒又は青インクのボールペンや万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。訂正が容易に可能な筆記用具（鉛筆やシャープペンシル、消せるインクを使用したボールペン等）は使用できません。
- 3 誤字又は脱字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 代理人は、1つの物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 6 上記のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方による入札
 - (3) 入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金が物件ごとに指定する金額に満たない入札
 - (5) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記入した入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 一の額をもって価格が表示されていない入札
 - (10) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (11) 委任状を提出していない代理人による入札
 - (12) 到達期間内に到達しなかった入札
 - (13) 到達期間内に必要書類が提出されなかった入札
 - (14) その他入札の条件に違反した入札

第 8 入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を記入してください。

第 9 入札の辞退

- 1 入札申込後に入札を辞退する場合は、**入札書提出期限（令和 7年 2月 5日（水））**までに入札辞退届（巻末に綴じ込んであります。）を、申込受付後に送付する「入札保証金納付書」とともに、名古屋市役所財政局財産管理課に提出してください。

なお、令和 7年 2月 5日（水）までに提出が間に合わない場合には、名古屋市役所財政局財産管理課（Tel 052-972-2318）までご連絡ください。
- 2 入札書提出前に入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、**落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金は本市に帰属することとなるほか、今後実施する市有地売払い及び貸付け入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。**

第 10 開札日時等

日時	令和 7年 2月 7日（金）午前10時00分
会場	名古屋市役所 西庁舎12階 西12C会議室

- 1 開札会場で開札の状況をご覧いただくことができます。
- 2 **開札日は入札書の投函はできません。**必ず令和 7年 2月 5日（水）までに書留又は簡易書留にてご提出ください。
- 3 入札者のうち最低貸付価格以上で最も高い金額の入札をした方を落札者とします。
- 4 最高金額の入札者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

第 11 くじ抽選方法

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上の場合は、以下の方法により落札者を決定します。

【抽選番号の決定方法】

入札参加者が入札書を送付する際の手留郵便に割り当てられる郵便追跡サービスの個別番号を使用して、くじ対象者に番号（以下「抽選番号」という。）を割り当てます。

「抽選番号」の割り当て方法は以下のとおりです。

- (1) 郵便追跡サービスの個別番号の下 4 桁を抽出する。（何らかの事情により郵便追跡サービスの個別番号が使用できない場合は、(2)、(3) で使用する全ての数字を 9 として取り扱うものとする。）
- (2) 下 4 桁の数字が小さい者から順に「抽選番号」を割り当てる。
「抽選番号」は 0 からはじまり、順番に 0→ 1→ 2→ 3→…と順次割り当てる。
- (3) 下 4 桁が同一の数字の場合は、下 5 桁目以降の数字を順次参照する。

【落札者の決定方法】

郵送された入札書に記入するくじ抽選用の 3 桁の任意のくじ番号を使用し、落札者を決定します。落札者の決定方法は以下のとおりです。

- (1) 同価格の入札書に記載された任意のくじ番号を合計する。（くじ番号が不明確または未記入の場合は、9 9 9 として取り扱うものとする。）
- (2) その合計数を同価格の入札者数で割り、「余り」の数字を算出する。この「余り」の数字を落札者決定のくじの「当選番号」とする。
- (3) 上記の「抽選番号」と「当選番号」の数字が一致した者を落札者とする。

※各参加者のくじ番号（3 桁の任意の数）は、入札書に記載してください。

このくじ番号は、同価格での入札が無かった場合使用しません。

(例) 4 者が同価格の入札の場合

表1 抽選番号の決定

入札者	個別番号	下4桁	下5桁目	抽選番号
A社	987-65-43210-1	2101		0
B社	765-54-43210-2	2102		1
C社	345-67-89901-2	9012	9	3
D社	456-78-90901-2	9012	0	2

表2 当選番号の決定

入札者	任意の3桁のくじ番号
A社	2 3 4
B社	8 7 6
C社	4 6 8
D社	3 5 7
合計	1 9 3 5

入札書に記載された任意のくじ番号の合計 1 9 3 5

同価格での入札者 4 者

$$1\ 9\ 3\ 5 \div 4 = 4\ 8\ 3 \text{ 余り } 3$$

余りの数字である「3」を「当選番号」とする。

「抽選番号」と「当選番号」が3で一致するC社が落札者となる。

第 12 契約の締結

- 1 落札者には、開札終了後すみやかに貸付決定通知書及び入札保証金充当申出書を簡易書留にて郵送するとともに、契約日等の協議を行います。
- 2 契約日等の決定後、すみやかに公有財産一時使用契約書及び納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて郵送します。
- 3 契約締結期限は以下のとおりです。契約締結期限までに貸付契約を締結せず、落札者の資格を取り消した場合、納付された入札保証金は還付しません。

貸1、貸2、貸3、貸4	令和 7年 3月31日（月）
-------------	----------------

- 4 公有財産一時使用契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 5 契約は落札者名義で行います。
- 6 公有財産一時使用契約書（ひな形）は27ページから32ページに掲載しております。

第 13 契約保証金

- 1 貸付契約の締結までに、以下の額の契約保証金を名古屋市発行の保証金納付書により納付していただきます。

貸1	貸付月額（入札金額）の 2か月分
貸2、貸3、貸4	貸付月額（入札金額）の 6か月分

- 2 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合はそれらの債務を控除した残額を還付します。
- 3 還付する契約保証金には、利子を付けません。

第 14 貸付料の納付

貸付料は公有財産一時使用契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 15 用途の指定・制限等

1 用途の指定

貸付物件の用途は原則として平面駐車場（時間貸駐車場、月極駐車場を含む。）、資材置場その他平面的かつ一時的な利用に限定し、現状有姿でお貸しします。なお、建物の設置については借地借家法第25条（一時使用目的の借地権）の規定に基づき、同法の規定が適用されない場合を除き、認めないものとします。

コンテナ等を設置される場合は、その利用方法によっては建築物に該当するため、建築基準法（昭和25年法律第 201号）による建築確認申請が必要となる場合があります。建築法規の一般的なご相談は名古屋市住宅都市局建築指導課（TEL052-972-2919）、具体的な建築計画がある場合は名古屋市住宅都市局建築審査課（TEL052-972-2929）へお問い合わせください。

※ 貸付物件については、入札参加申込書に記載された使用目的・用途で使用していただきます。複数の使用目的がある場合は、入札参加申込書にすべて記載してください。本市の承認を得ずに使用目的・用途を変更することはできません。また、当該物件を入札参加申込書に記載された使用目的・用途以外の用に供した場合は、違約金を徴収し、契約を解除する場合があります。

2 用途の制限

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1項に規定する風俗営業及び同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に使用することはできません。
- (4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- (5) 耕作をすることはできません。
- (6) その他本市が公序良俗に反すると認める用途に使用することはできません。

3 権利譲渡等の禁止

賃借権は、本市が特に認める場合を除き第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。また、貸付物件を転貸させることもできません。

4 調査協力義務

使用状況を把握するため、本市は随時に貸付物件を実地調査し、又は賃借人に必要な報告を求めることができます。この場合、賃借人はこれに協力しなければなりません。

第 16 先着順貸付け

入札者がなかった物件については、後日、先着順にて貸付けを行う予定です。詳細は名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

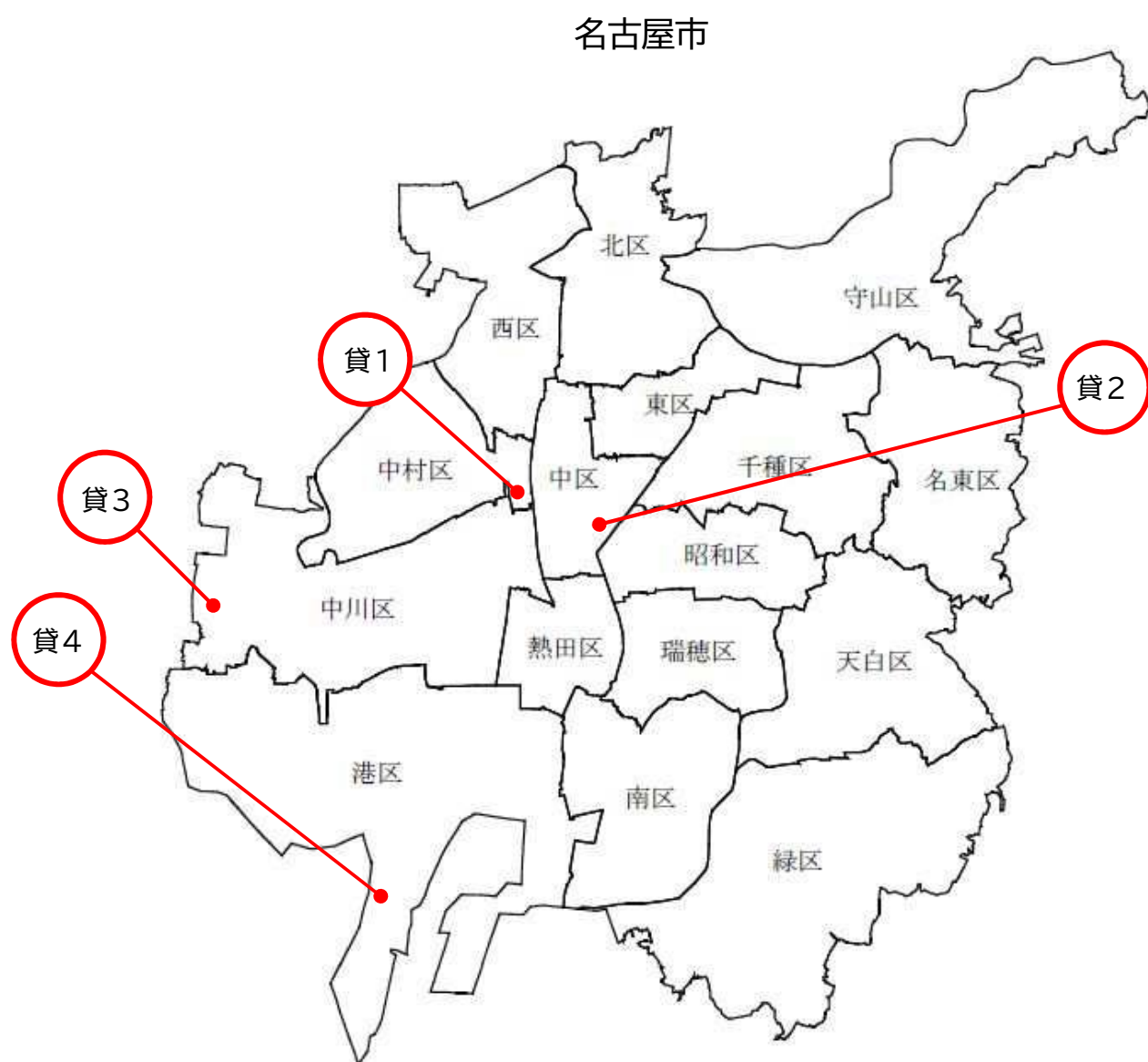
貸付物件

本頁以降に、位置案内図、貸付物件一覧表、物件説明書を掲載しています。
物件説明書の各項目は、次の内容を記載しています。交通機関及び公共施設との距離は
図上計測したものです。

接面道路 の幅員等	接面道路の方位、幅員、道路の種別、舗装の有無を記載しています。 幅員は、概ね前面道路の平均的な数値です。	
交通機関	鉄道	地下鉄、あおなみ線、ＪＲ、名鉄、近鉄のうち、最も近距離の 鉄道駅を記載しています。
	バス	最も近距離のバス停留所を記載しています。 近距離に複数ある場合は、運行本数等により主要な停留所を代 表して記載しています。
供給処理 施設	企業別に、前面道路の配管配線状況を記載しています。 「－」と記載されていても、近隣まで整備されており、引き込み可能な 場合もあります。また「有」と記載されていても、使用容量等で直ちに 対応できない場合もあります。 引き込みの可否、費用、工期等は各企業にご照会ください。	
公共施設	区役所	北、西、中川、港、守山、緑の各区には支所が置かれており、 支所管内の物件については支所を記載しています。
	小学校 中学校	物件の属する学区の学校を記載しています。
参考事項	各物件の特記すべき事項を記載しています。	
原状回復 の状況	各物件の本入札による貸付契約の終了に伴う本市への返還時に、原状回 復していただく状態を記載しています。	
担当課	お問い合わせ窓口を記載しています。	

お申し込みの前には、必ず現地及び諸規制について調査確認ください。

位置案内図



貸付物件一覧表

物件 番号	所在地番	登記 地目	貸付 地積 (㎡)	最低貸付 価格 (月額・円)	貸付期間	入札保証金 (円)
貸1	中村区名駅南四丁目 305番、306番、 307番、317番	宅地	775.51	524,000	R7.4.1～ R8.3.31 (1年間)	315,000
貸2	中区大須四丁目 1606番のうち	運河用地	148.00	139,830	R7.4.1～ R12.3.31 (5年間)	420,000
貸3	中川区戸田五丁目 1005番3	雑種地	174.43	18,400	R7.9.1～ R12.3.31 (4年7か月 間)	51,000
貸4	港区野跡五丁目 13番2、13番3、 13番4	宅地	599.04	120,384	R7.8.1～ R12.7.31 (5年間)	362,000

物件説明書

物件 番号	所在地番	登記地目	貸付地積 (㎡)		最低貸付価格 (月額・円)
貸1	中村区名駅南四丁目				524,000
	305番	宅地	166	19	
	306番	宅地	281	18	
	307番	宅地	156	14	
	317番	宅地	172	00	
			計775	51	
貸付期間		令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日 (1年間)			

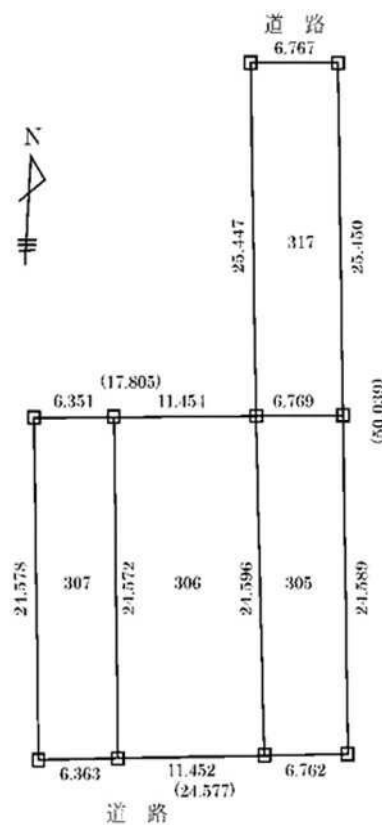
接面道路 の幅員等		北側で幅員約15.0m、南側で幅員約8.0mの市道(舗装済)に接面しています。			
交通機関		鉄道	あおなみ線	「ささしまライブ」駅より東方へ	約 0.6 km
		バス	市営バス	「下広井町三丁目」停留所より西方へ	約 0.3 km
供給 処理 施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド㈱	名古屋支社 0120-929-113
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク㈱	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局	中村営業所 052-483-1411
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局	中村営業所 052-483-1411
公共施設		中村区役所		物件の北西方へ	約 3.1 km
		笹島小学校		物件の北方へ	約 1.1 km
		笹島中学校		物件の北方へ	約 1.1 km
参 考 事 項	・貸付地積は実測地積です。公簿地積と同一です。				
	・本地は、駐車場としての使用を前提とします。(駐車場の付属設備として自動販売機及び広告看板等は設置可能です。資材置場、その他の用途は利用できません。)				
	・本地内のフェンス等の撤去が必要な場合や、道路からの乗入れ位置を変更する場合は、下記担当課と協議の上、借受人の負担において撤去、原状回復を行ってください。				
	・平成12年及び平成20年の豪雨等浸水区域に含まれています。(名古屋市水防計画付図による)				
	・本地は令和 7年 3月31日まで貸付中であり、駐車場として使用されています。				
返還時の復旧状況		アスファルトが敷設された状態(一部更地)			
※ 返還時とは、本入札による貸付契約が終了する時点です。					
※ 復旧状況の参考として平成29年 8月現在の写真を名古屋市公式ウェブサイトにおいて公開しています。					
担当課		住宅都市局街路計画課 TEL052-972-2723			

※貸付物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

<付近見取図>



<詳細図>



物 件 説 明 書

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	貸 付 地 積 (㎡)		最低貸付価格 (月額・円)
貸2	中区大須四丁目 1606番のうち	運河用地	148	00	139,830
貸付期間		令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日 (5年間)			

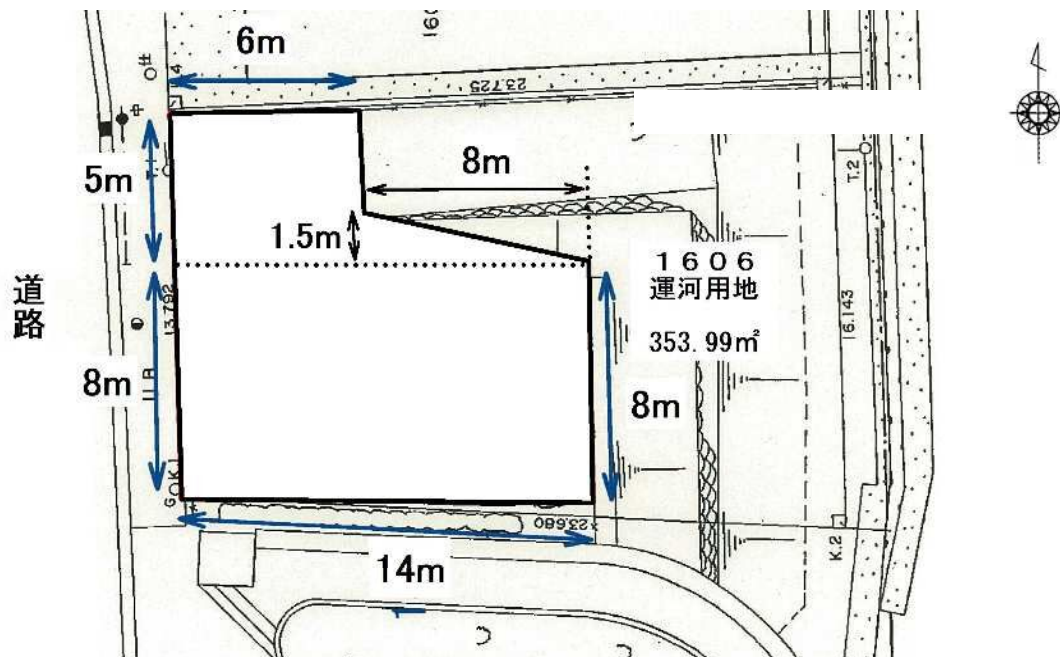
接面道路の幅員等		西側で幅員約15.0mの市道（舗装済）に接面しています。			
交通機関		鉄道	地下鉄名城線	「上前津」駅より東方へ	約 0.2 km
		バス	市営バス	「大池町」停留所より西方へ	約 0.1 km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド㈱ 名古屋支社	0120-929-113
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク㈱	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 東部営業センター	052-722-8750
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 東部営業センター	052-722-8750
公共施設		中区役所		物件の北方へ	約 1.4 km
		大須小学校		物件の西方へ	約 1.3 km
		前津中学校		物件の北西方へ	約 0.4 km
参考事項	・ 貸付地積は図上で求積した数値で、公簿地積 353㎡の一部です。 （詳細図太枠内が貸付対象地です。）				
	・ 本地内のフェンス等の撤去が必要な場合は、下記担当課と協議の上、借受人の負担において行い、返還時には原状回復を行ってください。				
	・ 車の乗入れ等の設置が必要な場合は、下記担当課と協議の上、借受人の負担において設置し、返還時には原状回復を行ってください。				
	・ 本地は令和 7年 3月31日まで貸付中であり、駐車場として使用されています。				
	・ 本地は港湾法の規定による新堀川地区の港湾隣接地域に該当するため、構築物の建設等に規制があります。詳細は名古屋港管理組合港営課（Tel052-654-7905）までお問い合わせください。				
返還時の復旧状況		更地（フェンス等が存します。）			
※ 返還時とは、本入札による貸付契約が終了する時点です。					
※ 復旧状況の参考として平成29年 4月現在の写真を名古屋市公式ウェブサイトにおいて公開しています。					
担当課		緑政土木局河川管理課 Tel052-972-2882			

※貸付物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

<付近見取図>



<詳細図>



物 件 説 明 書

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	貸 付 地 積 (㎡)		最低貸付価格 (月額・円)
貸3	中川区戸田五丁目 1005番3	雑種地	174	43	18,400
貸付期間		令和 7年 9月 1日～令和12年 3月31日 (4年7か月間)			

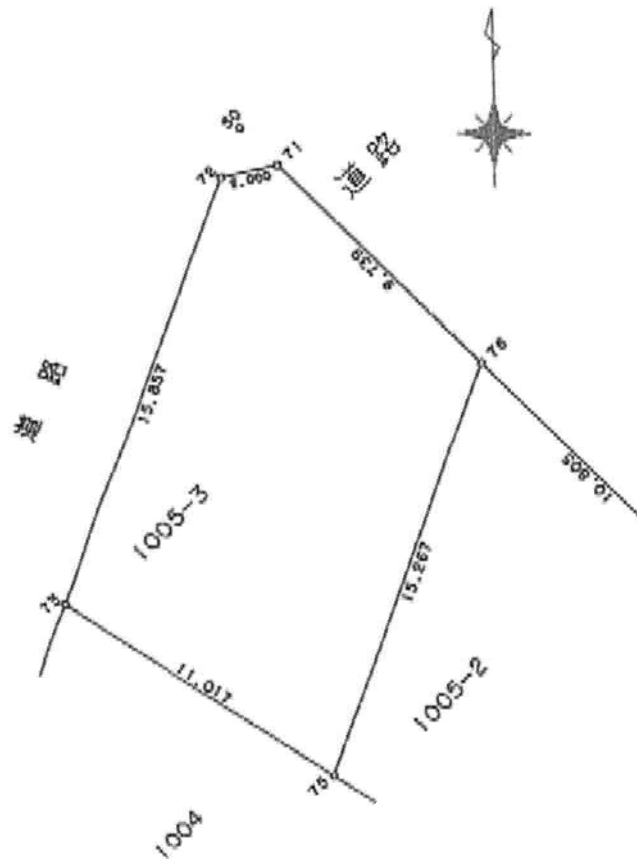
接面道路 の幅員等		北側で幅員約3.0m、西側で幅員約6.2mの市道(舗装済)に接面しています。			
交通機関		鉄道	近鉄名古屋線	「戸田」駅より北西方へ	約 0.4 km
		バス	市営バス	「戸田三丁目」停留所より南方へ	約 0.3 km
供給 処理 施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド㈱ 港営業所	0120-929-309
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク㈱	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
公共施設		中川区役所富田支所		物件の北東方へ	約 1.2 km
		戸田小学校		物件の北方へ	約 0.5 km
		供米田中学校		物件の北東方へ	約 0.9 km
参考 事項	・ 貸付地積は実測地積です。公簿地積は 174㎡です。 ・ 現在の貸付終了に伴う原状回復により、西側道路境界にはフェンスが設置される予定です。 ・ 本地内のフェンス撤去が必要な場合は、下記担当課と協議の上、借受人の負担において撤去し、返還時には原状回復を行ってください。 ・ 本地は、令和 7年 8月31日まで貸付中であり、駐車場として使用されています。				
返還時の復旧状況		更地（一部コンクリート舗装あり）			
※ 返還時とは、本入札による貸付契約が終了する時点です。 ※ 復旧状況の参考として平成23年 5月現在の写真を名古屋市公式ウェブサイトにおいて公開しています。					
担当課		財政局財産管理課 TEL052-972-2318			

※貸付物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

<付近見取図>



<詳細図>



物 件 説 明 書

物件 番号	所 在 地 番	登記地目	貸 付 地 積 (㎡)		最低貸付価格 (月額・円)
貸4	港区野跡五丁目				1 2 0 , 3 8 4
	13番2	宅地	5 1 6	2 3	
	13番3	宅地	7 5	5 6	
	13番4	宅地	7	2 5	
			計5 9 9	0 4	
貸付期間		令和 7年 8月 1日～令和12年 7月31日 (5年間)			

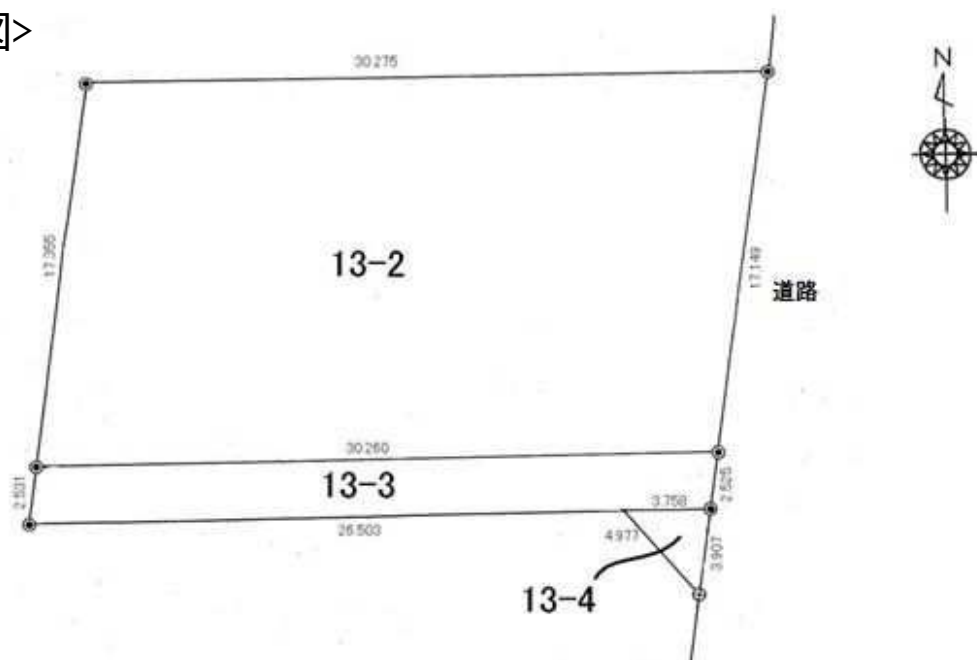
接面道路の幅員等		東側で幅員約30.0m の市道(舗装済)に接面しています。				
交通機関		鉄道	あおなみ線		「野跡」駅より北方へ	約 0.8 km
		バス	市営バス		「稲永新田」停留所より	至近
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号		
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド㈱	港営業所	0120-929-309
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク㈱		0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局	西部営業センター	052-352-2511
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局	西部営業センター	052-352-2511
公共施設		港区役所		物件の北東方へ		約 4.4 km
		野跡小学校		物件の南方へ		約 0.4 km
		港南中学校		物件の北東方へ		約 1.1 km
参考事項	・ 貸付地積は実測地積です。公簿地積は599.20㎡です。					
	・ 本地内のフェンス等の撤去が必要な場合は、下記担当課と協議の上、借受人の負担において撤去し、返還時に原状回復を行ってください。					
参考事項	・ 本地内（13番 3の東側）にマンホールが敷設されていますが、当該マンホールは一定の耐荷重性能を満たしていますので、当該マンホール上での四輪自動車の走行、駐車等の使用は可能です。ただし、東邦ガス㈱が年に 2回の頻度で点検作業（マンホールの蓋を開け、ガス管の防食効果を測定。）を実施しますので、これに協力していただきます。なお、当該点検作業の実施にあたっては、下記担当課を通じて、東邦ガス㈱より事前に連絡があります。					
	・ 本地は、令和 7年 7月31日まで貸付中であり、駐車場として使用されています。					
返還時の復旧状況		更地				
※ 返還時とは、本入札による貸付契約が終了する時点です。						
※ 復旧状況の参考として平成24年10月現在の写真を名古屋市公式ウェブサイトにおいて公開しています。						
担当課		財政局財産管理課 Tel052-972-2318				

※貸付物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

<付近見取図>



<詳細図>



公有財産一時使用契約書（ひな形）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）
とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	登記地目	貸付地積（㎡）	備考

（指定用途）

第 3 条 賃借人は、一時使用物件を入札参加申込書に記載した使用目的・用途（_____）
に使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件について前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、
事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により賃貸人に申請し、その承認
を受けなければならない。

3 前項の場合において、一時使用物件の用途を次の各号に定める用途に変更することは
できない。

（1）政治的又は宗教的な用途

（2）耕作

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2
条第 1項に規定する風俗営業、同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これ
らに類する業の用途

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第
2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等
に指定されている者を利する用途など、公序良俗に反する用途

（5）悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される
用途

（6）その他賃貸人が公序良俗に反すると認める用途

4 賃借人は、入札参加申込書に記載したところに従って一時使用物件に広告看板を設置
する場合又は第 2項の規定により一時使用物件に広告看板を設置する場合には、次の各
号に掲げる内容の広告を当該広告看板に掲出してはならない。

（1）政治的又は宗教的なもの

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2条第 1項に規定する風俗
営業、同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係るもの

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第 2号に規定する暴力団

又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に係るもの
(4) その他賃貸人が公序良俗に反すると認めるもの

(一時使用期間)

第 4条 一時使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(貸付料等)

第 5条 貸付料は、総額金 円 (月額金 円) とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。納付期限は次のとおりとする。

※ 物件番号 貸1～貸4 については次のとおりです。

期 間	納付期限
4 月～7 月分	4 月15日
8 月～11月分	7 月末日
12月～3 月分	11月末日

3 前項の貸付料は、日数が 1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定する。このとき、円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(延滞金)

第 6条 賃借人は、前条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるときは、延滞金を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第 7条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第 7条の2 賃貸人は、貸付期間中いつでも、賃借人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 賃借人が、第 5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、賃貸人は賃借人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 賃借人は、前 2項に定める賃貸人の調査に対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 賃貸人は、第 1項及び第 2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

(契約保証金)

第 8条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金 円 (貸付月額 6か月分) を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本契約時までに納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と

解釈しない。

- 3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。
この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求することができない。
- 6 賃貸人は、本契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。
- 7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第 9条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（契約不適合責任）

第10条 賃借人は、本契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減額の請求又は損害賠償の請求をすることができない。

（指定期日）

- 第11条 賃借人は、一時使用物件を、第 4条に定める一時使用開始の日から起算して1か月を経過した日までに第 3条第 1項に定める指定用途に供さなければならない。
- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第13条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第14条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

（違約金）

第15条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第 3条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金 _____ 円（貸付料総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第 3条第 3項各号の定めに違反したときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の30に相当する額。）
 - (3) 第11条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の10に相当する額。）
 - (4) 第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の30に相当する額。）
 - (5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき
- (2) 賃借人が、第 3条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したとき
- (3) 賃借人が、第 3条第 3項各号の定めに違反したとき
- (4) 賃借人が、第 5条に定める貸付料の支払いを 2か月以上怠ったとき
- (5) 賃借人が、第11条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったとき

- (6) 賃借人が、第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
 - (7) 賃借人が、第13条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき
 - (8) 賃借人が、第13条第 3項の定めに違反したとき
 - (9) その他賃借人に本契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき
- 2 賃貸人は、前項第 1号により賃借人に対して本契約の解除を申し入れる場合は、解除希望日の 2か月前までに賃借人に対して解除の通知を行うものとする。

(解約の申し入れ)

- 第17条 賃借人は、第 4条に定める一時使用開始の日から起算して 6か月を経過したのちは、賃貸人に対して本契約の解約を書面により申し入れることができる。この場合、本契約は、賃借人の解約申し入れ後 2か月を経過したことにより終了するものとする。ただし、当該申し入れ時に第 4条に定める一時使用期間の存続期間が 2か月未満のときは、一時使用期間の満了をもって終了するものとする。
- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の 2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

- 第18条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。
- 2 前項により本契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復)

- 第19条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

- 第20条 本契約が一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が第16条第 1項第 1号、第17条によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

（損害賠償）

第21条 賃借人は、本契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第22条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

（契約の費用）

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて賃借人の負担とする。

（疑義の決定）

第24条 本契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定し、賃貸人賃借人間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
 名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃借人



入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所
(フリガナ)
氏 名

※ 入札参加申込書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	貸付地積 (㎡)

- 2 使用目的 ☐ 駐車場 (☐ 月極・☐ 時間貸・☐ その他 () : 台)
☐ 自動販売機 ☐ 広告看板 ☐ 資材置場
☐ その他 ()

※ 該当する使用目的すべてにチェックし、駐車場の場合は使用規模 (例: 約10台) を記入してください。

※ 記述の中に「等」や「など」は使用しないでください。

3 入札参加書送付先

郵便番号 住所
氏名 TEL
上記以外のTEL

4 開札 (令和 7年 2月 7日 (金)) の立会について

☐ 希望する ☐ 希望しない

備 考

- ① この申込書は、令和 6年12月25日 (水) までの間に、必要書類を添付して、市有地貸付班まで書留又は簡易書留にて郵送してください。(必着)
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記して下さい。
- ⑤ 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- ⑥ 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住 所
(フリガナ)
氏 名

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札参加申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓 約 事 項
1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。 (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者 (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。） ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者 オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者 カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者 キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者 (3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。 ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者 (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者 (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者 (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者 (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者 (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者 (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役職名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 入札辞退届には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 7年 2月 7日 (金) 開札の名古屋市有地貸付け一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	所在地番	登記地目	貸付地積 (㎡)	

切り取り線

備 考

- ① この辞退届は、入札参加申込書を提出した後、令和 7年 2月 5日 (水) までに、市有地貸付班まで郵送 (必着) してください。
- ② 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- ③ 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

切 手	4 6 0 - 8 5 0 8
入札参加申込書在中	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
朱書きしてください。	名古屋市政府所財政局財産管理課 市有地貸付班 行

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

個人の場合

(申込者)

住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)

ナゴヤ ハナコ

氏名

名古屋 花子

法人の場合

(申込者)

住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)

ナゴヤカブシキガイシャ

氏名

名古屋株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク

ナゴヤ

タロウ

代表取締役

名古屋

太郎

※入札参加申込書には押印不要です。

※法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	貸付地積 (㎡)	
貸〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇番	〇〇	〇〇〇	〇〇

2 使用目的 ☒駐車場 (☐月極・☒時間貸・☐その他 ()) : 〇〇台☐自動販売機☐広告看板☐資材置場☐その他 ()

※ 該当する使用目的すべてにチェックし、駐車場の場合は使用規模(例:約10台)を記入してください。

※ 記述の中に「等」や「など」は使用しないでください。

3 入札参加書送付先

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 名古屋 太郎

TEL 000-123-4567

<法人の場合>名古屋株式会社 営業課 甲野乙郎 上記以外のTEL 000-1234-5678

4 開札(令和 7年 2月 7日(金))の立会について

☐希望する ☒希望しない

備考

- この申込書は、令和 6年12月25日(水)までの間に、必要書類を添付して、市有地貸付班まで書留又は簡易書留にて郵送してください。(必着)
- 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記して下さい。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

住 所

(フリガナ)

氏 名

住 所

(フリガナ)

氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

ナゴヤ ハナコ

名古屋 花子

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

ナゴヤカブシキガイシャ

名古屋 株 式 会 社

ダイヒョウトリシマリヤク ナゴヤ タロウ

代 表 取 締 役 名古屋 太郎

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札参加申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓 約 事 項

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例（法人役員に関する調書）

法人役員に関する調書

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ <u>S</u> ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>S</u> ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>S</u> ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(トウカイ サブロウ) 東海 三郎	T・ <u>S</u> ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番 2号
	()	T・S・H・R ・ ・		
代表役員については、現在事項全部証明書に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。 なお、入札の申込みを支配人名で行う場合は、支配人についても、この書類に記載してください。				
		・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。

記載例（入札辞退届）

入 札 辞 退 届

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

令和〇年〇月〇日

個人の場合

（申込者）

住 所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

（フリガナ）
氏 名

ナゴヤ ハナコ
名古屋 花子

法人の場合

（申込者）

住 所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

（フリガナ）
氏 名

ナゴヤカブシキガイシャ
名古屋株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク ナゴヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎

※ 入札辞退届には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 7年 2月 7日（金）開札の名古屋市有地貸付け一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	所在地番	登記地目	貸付地積（㎡）	
貸〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇番	〇〇	〇〇〇	〇〇

備 考

- ① この辞退届は、入札参加申込書を提出した後、令和 7年 2月 5日（水）までに、市有地貸付班まで郵送（必着）してください。
- ② 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- ③ 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

入札参加申込チェックリスト

《提出方法》

- ☐ 提出期間（令和 6年11月29日から令和 6年12月25日必着）を確認していますか
- ☐ 入札参加申込書等は書留又は簡易書留で提出していますか

《提出書類》

<個人の場合>

- ☐ 入札参加申込書
- ☐ 誓約書
- ☐ 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご使用ください）

<法人の場合>

- ☐ 入札参加申込書
- ☐ 誓約書
- ☐ 現在事項全部証明書
- ☐ 法人役員に関する調書

《各提出書類の作成等》

【入札参加申込書】

- ☐ 現地及び諸規制を確認していますか
- ☐ 住所、氏名が住民票等と同一ですか
- ☐ 氏名及び法人名にフリガナが記入されていますか
- ☐ 物件番号と所在地番が物件説明書と一致していますか
- ☐ 使用目的が記入されていますか
（「等」「など」は使用せず、使用目的をすべてご記入ください）
- ☐ 電話番号等連絡先が記入されていますか
- ☐ 訂正箇所には訂正印が押印してありますか

【誓約書】

- ☐ 入札参加申込書と同じ住所、氏名の記入がなされていますか

【住民票の写し（個人の場合）】

- ☐ 発行日が申込日の 3か月以内ですか
- ☐ 個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票ですか

【法人役員に関する調書（法人の場合）】

- ☐ 商号又は名称、所在地、役職名、氏名が現在事項全部証明書の記載内容と同一ですか
（役職は監査役まで記入されていますか）
- ☐ 法人の申込者（申込書）が「代表」でなく「支配人」の場合、支配人の情報も記入されていますか
- ☐ 全員の氏名にフリガナ、生年月日、性別、住所は記入されていますか

【現在事項全部証明書（法人の場合）】

- ☐ 発行日が申込日の 3か月以内ですか

アンケート調査ご協力をお願い

今後の名古屋市有地貸付けの参考として、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

1 今回の市有地貸付けを何でお知りになりましたか。

(該当する番号すべてに「○」をお付けください。)

- ① 現地看板
- ② 新聞折り込みチラシ
- ③ 広報なごや
- ④ 名古屋市公式ウェブサイト
- ⑤ 区役所等で配布のリーフレット
- ⑥ 金山駅大型ディスプレイ
- ⑦ メール配信サービス
- ⑧ 名古屋市公式LINE
- ⑨ 住宅展示場
- ⑩ その他 ()

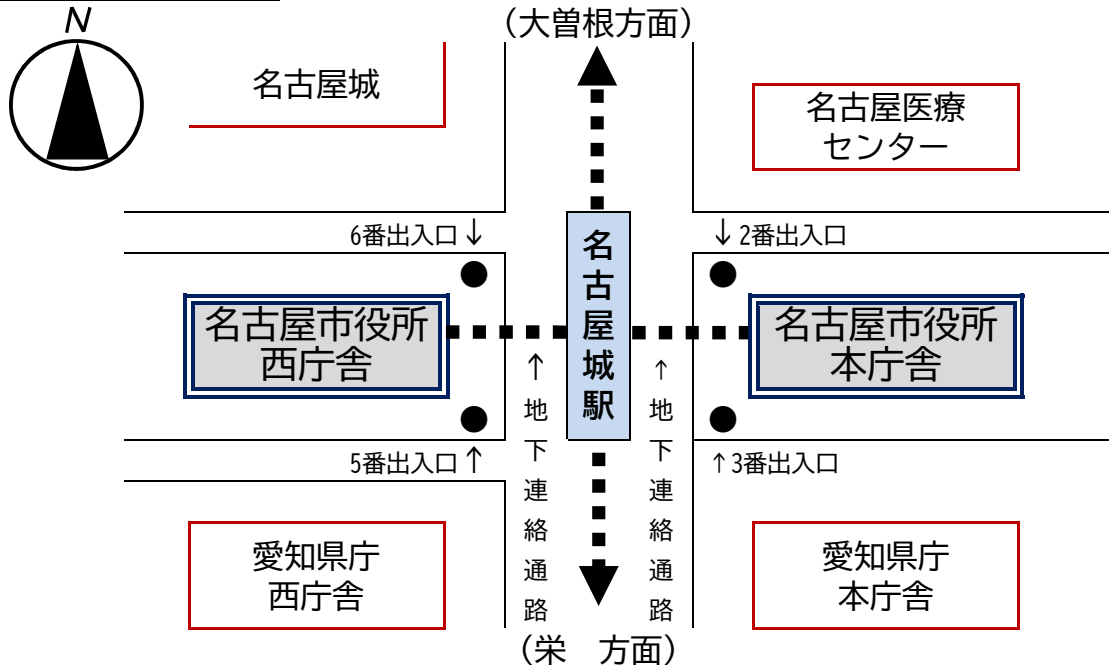
2 市有地貸付けについて、ご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。このアンケートは入札参加申込書と併せてご提出ください。

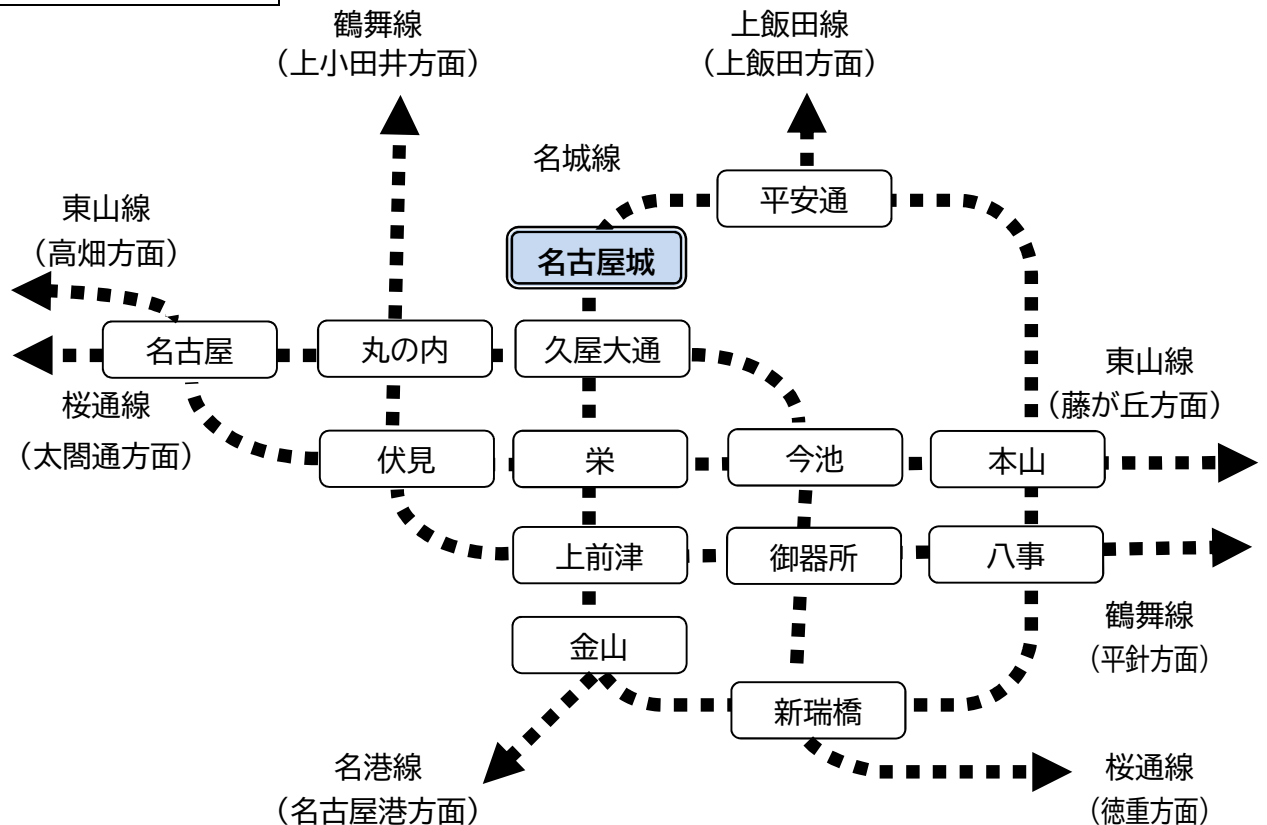
《市有地貸付情報のメール配信サービスのご案内》

- ・ 事前に登録していただいた方に、入札情報をメール配信するサービスを行っています。サービスを希望する方は、「1法人名、2住所、3電話番号、4担当者氏名」をご記入のうえ、下記アドレスまで送信してください。その際のメールの件名は、「市有地貸付メールサービス希望」としてください。
- ・ 送信先メールアドレス：a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp
(この情報は、市有地貸付情報メールサービス以外には使用しません。)

市役所位置図



地下鉄路線図



市役所を通る主なバス路線

- 基幹 2 (栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹 2 (名古屋駅～市役所～猪高車庫)
- 名駅14 (名古屋駅～市役所～大曽根)
- 栄 11 (栄～市役所～如意車庫前・如意住宅・平田住宅)
- 栄 25 (栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号		
担当課	事務室	TEL・FAX
財政局 財産管理課	市役所本庁舎 3階	TEL 052-972-2318 FAX 052-972-4122
午前 8時45分から午後 5時30分まで (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から 1月 5日)を除く。)		

名古屋市公式ウェブサイトから物件説明書、現地写真、入札参加申込書などをダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ (<https://www.city.nagoya.jp>)

> 事業向け情報 > 公売・売払い・貸付物件 > 市有地等の貸付け

